

# 第 5 回 吉田町下水道料金等審議会

## 説 明 資 料 (案)

令和 5 年 2 月 21 日

# 目次

1. 第4回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項 .....	1
2. 審議会での主な質疑応答 .....	2
2.1 主な質疑応答 .....	2
2.2 使用料体系の補足資料 .....	4
3. 本審議会で決めていただく内容 .....	10
4. 下水道使用料改定に向けた今後の予定 .....	11
5. (参考) 第1回～第4回審議会の審議概要と主な意見 .....	12

## 1. 第4回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項

11月24日に開催した第4回吉田町下水道料金等審議会の審議内容については、審議会議事録を作成し、本日の審議会参考資料として配布いたしました。

今回の審議会では、以下の内容について審議をお願いいたします。

### ★審議事項について

第4回の審議会では、令和6年度に予定する使用料改定時の使用料体系について、討議を行っていただきました。

本日の審議会では、第1回から第4回までの審議会で行っていただきました意見などを取りまとめるとともに、下水道使用料の改定に向けた答申をいただきます。

これまで実施してきました吉田町下水道料金等審議会の審議事項は以下のとおりです。

### ★下水道料金等審議会のスケジュールと審議事項

項目	時期	審議事項
第1回 審議会	令和4年 5月25日	◇ 本審議会の審議事項と全体スケジュール ◇ 公共下水道事業概要・財務状況 ◇ 経営戦略の概要および使用料改定の方向性
第2回 審議会	8月23日	◇ 使用料対象経費（下水道経費の負担区分・排水需要予測・使用料算定期間） ◇ 収支見積に基づく使用料改定の必要性
第3回 審議会	10月4日	◇ 令和6年度に予定する使用料改定率 ◇ 経費回収率100%を目指した段階的な使用料改定方針
第4回 審議会	11月24日	◇ 改定使用料体系（基本使用料・従量料金の設定等）
第5回 審議会	令和5年 2月21日	◇ 下水道使用料の改定方針 ◇ 料金等審議会答申

## 2. 審議会での主な質疑応答

### 2.1 主な質疑応答

第1回～第4回の審議会の意見を項目別にまとめた上で、意見に対する回答を以下に示します。

(1) 使用料改定と並行して進めるべき取組	
意見	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 下水道利用者に理解をしていただく上で、町の政策誘導によって下水道への接続を促し、下水道使用料の単価上昇を抑えるべき。(第1回審議会)</li><li>✓ 接続率をいつまでに、どのくらい改善させるのかをはっきりと明示し、未接続の住民に対しての呼びかけや、補助金の在り方について示していくべき。(第1回審議会)</li></ul>
回答	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 経営戦略に基づく経費回収率上昇に資する取組を着実に進めます。</li><li>➤ 経営戦略に基づき、水洗化率向上の目標は年1%上昇とし、そのための取組を実施します。</li></ul>

(2) 経費回収率100%を目指した改定回数と時期	
意見	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 計画的に使用料を見直すのが良い。(第3回審議会)</li><li>✓ 使用料を上げることはやむを得ず、3年ごとに3回で使用料を見直し、経費回収率100%を目指すべき。(第3回審議会)</li></ul>
回答	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 使用料改定検討、改定時期について、改定率及び改定回数等を考慮して審議会として方針を固めて、答申を出していただきます。</li></ul>

(3) 今回(令和6年度改定)の使用料改定率	
意見	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 健全な下水道事業の運営を目指すためにも安易に改定率を30%にするべきでない。(第2回審議会)</li><li>✓ 一気に料金を上げるのではなく、当初予定の改定率である約30%であれば、負担にならないように感じる。(第3回審議会)</li></ul>
回答	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 今回の使用料改定率は、様々なケースの中から、最終的に50%、33%の2ケースで審議を行っていただきました。(2)の回答と同様で、改定率及び改定回数等を考慮して審議会として方針を固めて、答申を出していただきます。</li><li>➤ 「経費回収率100%」を目指す方向の中で、家計への影響についても考慮していただく必要があります。</li></ul>

(4) 使用料体系	
意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 使用水量が多い人から、使用料を多めに支払ってもらうという考え方があっても良い(第4回審議会)</li> <li>✓ 本町1世帯平均人数2.5人の使用水量20m<sup>3</sup>/月、1人暮らしの使用水量5~8m<sup>3</sup>/月を念頭に使用料体系を考えてもらいたい(第4回審議会)</li> <li>✓ 使用料改定幅の緩和策として、使用水量10m<sup>3</sup>/月で累進制にしても良い(第4回審議会)</li> <li>✓ 激変緩和策の累進制について、10m<sup>3</sup>で設定するのではなく、お年寄りには8m<sup>3</sup>も月に使わないと思うので5m<sup>3</sup>で設定し、さらに一般家庭4人の1か月使用水量に近い35m<sup>3</sup>で設定することで、不公平というよりも状況に合わせた使用料体系にするのが良いのではないかと(第4回審議会)</li> <li>✓ 基本使用料1,100円+従量制は、上げ幅の緩和として10m<sup>3</sup>の使用量で従量料金を一回折ることで上げ幅が少なくなる場合には、生活収支で圧迫されるお年寄りなどには優しいと思う(第4回審議会)</li> </ul>
回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 基本水量制は、節水努力をされている世帯(1~10m<sup>3</sup>/月)に対して、不公平が生じている状況があります。</li> <li>➤ 累進制は、100m<sup>3</sup>/月を超過する使用者は全体の0.6%であり、累進による単価上昇が得られず、当初の期待していた効果が得られていません。</li> <li>➤ 基本使用料制+従量制を採用した場合、10m<sup>3</sup>/月付近の使用料改定率が大きくなることが予測されるため、激変緩和策として10m<sup>3</sup>/月での累進制の採用も考えられます。</li> <li>➤ 複数段階(5m<sup>3</sup>/月、35m<sup>3</sup>/月など)での累進制採用は、1m<sup>3</sup>に対しての汚水処理負担の公平性を保つことが求められているため、使用者間の不公平感が生じることが考えられます。採用については、慎重な検討が必要です。</li> <li>➤ 基本使用料は、使用料対象経費に対する固定費の割合では約2,200円となりますが、現実的でなく従量制の意味もなくなるため、現状の使用料収入基準の固定費である1,100円/月としています。</li> </ul>

(5) その他の意見・要望	
意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 基本使用料は原価精算のみではなく、適宜福祉政策のようなものを勘案し、次期改定に反映する内容を答申に記載する(第4回審議会)</li> <li>✓ 次期改定では、改定時の経済情勢や本町の状況を十分に勘案すべきである(第4回審議会)</li> </ul>
回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 改定回数および時期は、審議会の開催について言及しているものであり、値上げありきのものではありません。次回以降の審議会についても、改定時の下水道経営状況に加え、社会・経済情勢や本町の取り巻く環境(人口減少・世帯人員構成・水道使用状況など)を考慮した改定検討を実施することとなります。</li> </ul>

## 2.2 使用料体系の補足資料

第4回審議会資料で示しました使用料体系の見直し案について、補足資料を以下のとおり示します。

### (1) 基本使用料

基本使用料は、使用料対象経費のうち固定費（使用水量に関わらず発生する経費）を対象にして設定することが基本とされています。下表に示すとおり、使用料対象経費に対する固定費の割合は令和3年度実績で49.0%となります。

令和3年度時点の固定費の割合から算定した場合、基本使用料は約2,200円になりますが、第4回審議会でも説明しましたとおり、使用水量の少ない方の負担が増えてしまい、従量制の意味もなくなるため、現状（令和3年度）の使用料収入実績の固定費である1,102円/月⇒1,100円/月を基本使用料とします。

項目（千円）		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考	
		実績		推計						
管きよ	材料費	458	604	492	492	492	492	492		
	修繕費	755	115	351	351	351	351	351		
	委託料	ポンプ等保守点検	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	
		下水道情報管理システム	5,000	3,900	4,589	4,589	4,589	4,589	4,589	
	その他	その他	0	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	
		報償費	3,121	2,442	2,616	2,616	2,616	2,616	2,616	
		公共共済設置手数料	2,110	2,077	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	
	その他	841	1,131	864	864	864	864	864		
	<b>小計</b>	<b>13,735</b>	<b>12,969</b>	<b>13,694</b>	<b>13,694</b>	<b>13,694</b>	<b>13,694</b>	<b>13,694</b>		
浄化センター	電力費	11,816	12,293	20,454	21,186	22,324	22,930	23,968	変動経費	
	修繕費	8,775	11,365	11,540	11,540	11,540	11,540	11,540		
	委託料	浄化センター管理委託料	48,000	48,000	46,141	47,790	50,356	51,724	54,066	変動経費
		汚泥処理委託料	15,964	14,634	14,330	14,842	15,639	16,064	16,791	変動経費
		機械電気設備点検	11,602	9,300	11,412	11,820	12,454	12,793	13,372	変動経費
		その他	1,507	1,675	1,706	1,706	1,706	1,706	1,706	
	<b>小計</b>	<b>97,664</b>	<b>97,267</b>	<b>105,583</b>	<b>108,884</b>	<b>114,019</b>	<b>116,757</b>	<b>121,443</b>		
一般管理費	委託料	計画策定業務委託料	23,563	27,837	25,700	25,700	25,700	25,700	25,700	
		電算処理委託料	888	1,098	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	その他	計量測定器具類	115	132	215	215	215	215	215	
		光熱水費	190	203	181	181	181	181	181	
		通信運搬費	272	271	222	222	222	222	222	
		システム使用料	990	990	990	990	990	990	990	
		その他	585	565	695	695	695	695	695	
		特定消耗品費	171	299	215	215	215	215	215	
		共通消耗品費	105	106	104	104	104	104	104	
		自動車借上料	368	273	345	345	345	345	345	
		事務器借上料	253	272	294	294	294	294	294	
		パソコン借上料	1,436	1,202	1,365	1,365	1,365	1,365	1,365	
		下水道使用料賦課徴収負担金	3,666	4,176	4,167	4,250	4,243	4,404	4,894	
		その他	738	605	415	415	415	415	415	
		その他経費	18,498	7,895	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	
	<b>小計</b>	<b>51,838</b>	<b>45,924</b>	<b>49,108</b>	<b>49,191</b>	<b>49,184</b>	<b>49,345</b>	<b>49,835</b>		
<b>職員給与費</b>		<b>9,206</b>	<b>8,845</b>	<b>8,655</b>	<b>8,655</b>	<b>8,655</b>	<b>8,655</b>	<b>8,655</b>		
<b>合計</b>		<b>172,443</b>	<b>165,005</b>	<b>177,040</b>	<b>180,424</b>	<b>185,552</b>	<b>188,451</b>	<b>193,627</b>		
固定的経費	金額（千円）	85,061	80,778	84,703	84,786	84,779	84,940	85,430		
	割合（％）	49.3%	49.0%	47.8%	47.0%	45.7%	45.1%	44.1%		
変動経費	金額（千円）	87,382	84,227	92,337	95,638	100,773	103,511	108,197		
	割合（％）	50.7%	51.0%	52.2%	53.0%	54.3%	54.9%	55.9%		

項目	令和3年度時点の推計値			
	金額（千円） ①	固定費率（％） ②	調定件数 ③	基本使用料（円） ①×②÷③×1000
令和3年度 使用料対象経費	165,005	49.0%	37,068	2,179
令和3年度 使用料収入額	83,432	49.0%	37,068	1,102

## (2) 使用料体系

- Case-1：基本方針に基づき、「基本使用料＋従量使用料」とする案
- Case-2：Case-1とした場合、1か月の使用水量が10m<sup>3</sup>前後の使用者の改定率が大きくなり、使用料改定による不公平が生じており、使用水量別の改定率を是正するため、累進単価を暫定的に導入する案

以上の2ケースの使用料体系について、第3回審議会で意見をいただきました  
以下の2ケース別に使用料体系改定案を設定しました。

- Case-A：3段階の改定で経費回収率100%を目指す場合のR6使用料改定率：33%
- Case-B：3段階の改定で経費回収率100%を目指す場合のR6使用料改定率：50%

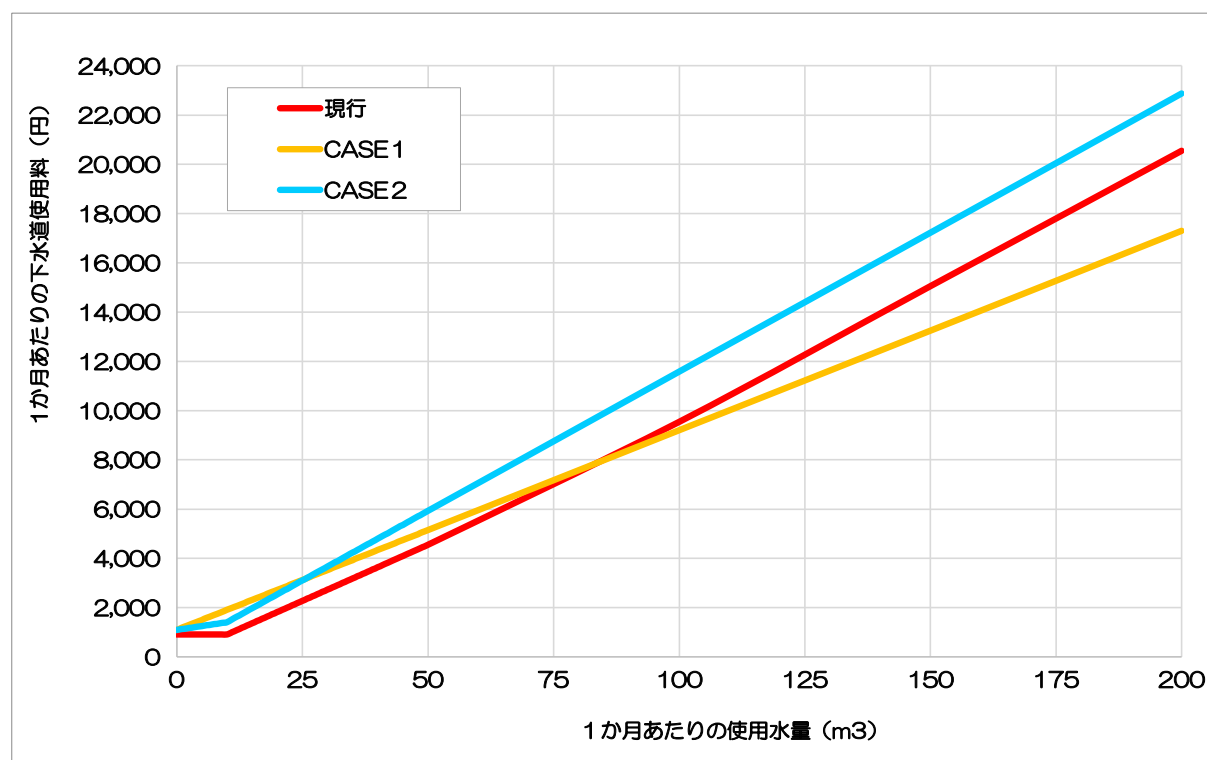
【使用料体系改定案】

★Case-A：使用料改定率33%（3段階の改定方針）

ケース	基本使用料 (1ヶ月)	従量使用料 (1ヶ月)
Case-1	1,100円	1m <sup>3</sup> につき81円
Case-2	1,100円	10m <sup>3</sup> まで…1m <sup>3</sup> につき31円
		10m <sup>3</sup> を超えるもの…1m <sup>3</sup> につき113円

※消費税抜き価格

【使用水量別の1か月あたり使用料】



【改定時の使用料収入・経費回収率算定結果】

ケース	令和8年度時点の推計値		
	使用料対象経費 (千円)	使用料収入額 (千円)	経費回収率 (%)
現況	193,627	97,346	50.3%
Case-1	193,627	129,537	66.9%
Case-2	193,627	129,741	67.0%

※経費回収率目標：66.7%



【使用水量別の1か月あたり使用料（早見表）】

★Case-A：使用料改定率33%（3段階の改定方針）

使用 水量	現行使用料 （円）	Case-1			Case-2		
		使用料（円）	増額（円）	増額比率	使用料（円）	増額（円）	増額比率
0	910	1,100	190	1.21	1,100	190	1.21
1	910	1,181	271	1.30	1,131	221	1.24
2	910	1,262	352	1.39	1,162	252	1.28
3	910	1,343	433	1.48	1,193	283	1.31
4	910	1,424	514	1.56	1,224	314	1.35
5	910	1,505	595	1.65	1,255	345	1.38
6	910	1,586	676	1.74	1,286	376	1.41
7	910	1,667	757	1.83	1,317	407	1.45
8	910	1,748	838	1.92	1,348	438	1.48
9	910	1,829	919	2.01	1,379	469	1.52
10	910	1,910	1,000	2.10	1,410	500	1.55
11	1,001	1,991	990	1.99	1,523	522	1.52
12	1,092	2,072	980	1.90	1,636	544	1.50
13	1,183	2,153	970	1.82	1,749	566	1.48
14	1,274	2,234	960	1.75	1,862	588	1.46
15	1,365	2,315	950	1.70	1,975	610	1.45
16	1,456	2,396	940	1.65	2,088	632	1.43
17	1,547	2,477	930	1.60	2,201	654	1.42
18	1,638	2,558	920	1.56	2,314	676	1.41
19	1,729	2,639	910	1.53	2,427	698	1.40
20	1,820	2,720	900	1.49	2,540	720	1.40
21	1,911	2,801	890	1.47	2,653	742	1.39
22	2,002	2,882	880	1.44	2,766	764	1.38
23	2,093	2,963	870	1.42	2,879	786	1.38
24	2,184	3,044	860	1.39	2,992	808	1.37
25	2,275	3,125	850	1.37	3,105	830	1.36
26	2,366	3,206	840	1.36	3,218	852	1.36
27	2,457	3,287	830	1.34	3,331	874	1.36
28	2,548	3,368	820	1.32	3,444	896	1.35
29	2,639	3,449	810	1.31	3,557	918	1.35
30	2,730	3,530	800	1.29	3,670	940	1.34
31	2,821	3,611	790	1.28	3,783	962	1.34
32	2,912	3,692	780	1.27	3,896	984	1.34
33	3,003	3,773	770	1.26	4,009	1,006	1.33
34	3,094	3,854	760	1.25	4,122	1,028	1.33
35	3,185	3,935	750	1.24	4,235	1,050	1.33
36	3,276	4,016	740	1.23	4,348	1,072	1.33
37	3,367	4,097	730	1.22	4,461	1,094	1.32
38	3,458	4,178	720	1.21	4,574	1,116	1.32
39	3,549	4,259	710	1.20	4,687	1,138	1.32
40	3,640	4,340	700	1.19	4,800	1,160	1.32
41	3,731	4,421	690	1.18	4,913	1,182	1.32
42	3,822	4,502	680	1.18	5,026	1,204	1.32
43	3,913	4,583	670	1.17	5,139	1,226	1.31
44	4,004	4,664	660	1.16	5,252	1,248	1.31
45	4,095	4,745	650	1.16	5,365	1,270	1.31
46	4,186	4,826	640	1.15	5,478	1,292	1.31
47	4,277	4,907	630	1.15	5,591	1,314	1.31
48	4,368	4,988	620	1.14	5,704	1,336	1.31
49	4,459	5,069	610	1.14	5,817	1,358	1.30
50	4,550	5,150	600	1.13	5,930	1,380	1.30
100	9,550	9,200	-350	0.96	11,580	2,030	1.21
150	15,050	13,250	-1,800	0.88	17,230	2,180	1.14
200	20,550	17,300	-3,250	0.84	22,880	2,330	1.11

※消費税抜き価格

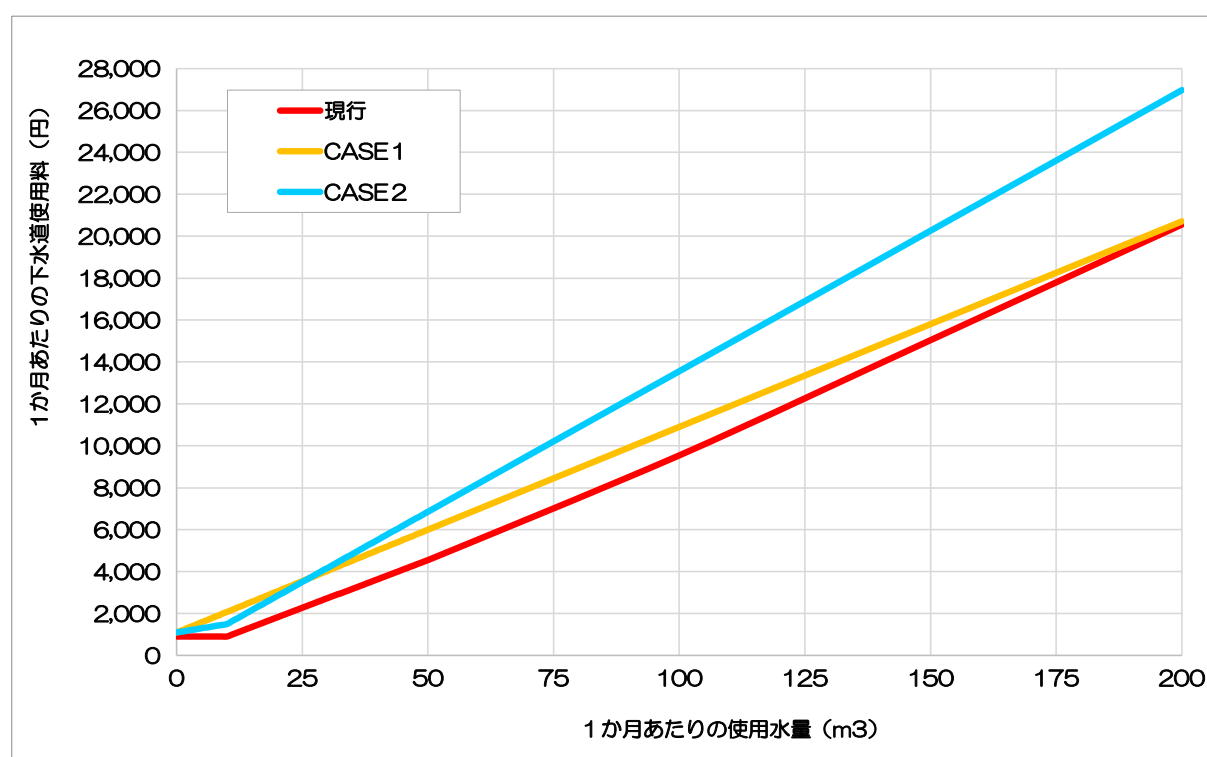
【使用料体系改定案】

★Case-B：使用料改定率50%（3段階の改定方針）

ケース	基本使用料 (1ヶ月)	従量使用料 (1ヶ月)
Case-1	1,100円	1m <sup>3</sup> につき98円
Case-2	1,100円	10m <sup>3</sup> まで…1m <sup>3</sup> につき40円
		10m <sup>3</sup> を超えるもの…1m <sup>3</sup> につき134円

※消費税抜き価格

【使用水量別の1か月あたり使用料】



【改定時の使用料収入・経費回収率算定結果】

ケース	令和8年度時点の推計値		
	使用料対象経費 (千円)	使用料収入額 (千円)	経費回収率 (%)
現況	193,627	97,346	50.3%
Case-1	193,627	146,518	75.7%
Case-2	193,627	146,070	75.4%

※経費回収率目標：75%

【使用水量別の1か月あたり使用料（早見表）】

★Case-B：使用料改定率50%（3段階の改定方針）

使用水量	現行使用料 (円)	Case-1			Case-2		
		使用料(円)	増額(円)	増額比率	使用料(円)	増額(円)	増額比率
0	910	1,100	190	1.21	1,100	190	1.21
1	910	1,198	288	1.32	1,140	230	1.25
2	910	1,296	386	1.42	1,180	270	1.30
3	910	1,394	484	1.53	1,220	310	1.34
4	910	1,492	582	1.64	1,260	350	1.38
5	910	1,590	680	1.75	1,300	390	1.43
6	910	1,688	778	1.85	1,340	430	1.47
7	910	1,786	876	1.96	1,380	470	1.52
8	910	1,884	974	2.07	1,420	510	1.56
9	910	1,982	1,072	2.18	1,460	550	1.60
10	910	2,080	1,170	2.29	1,500	590	1.65
11	1,001	2,178	1,177	2.18	1,634	633	1.63
12	1,092	2,276	1,184	2.08	1,768	676	1.62
13	1,183	2,374	1,191	2.01	1,902	719	1.61
14	1,274	2,472	1,198	1.94	2,036	762	1.60
15	1,365	2,570	1,205	1.88	2,170	805	1.59
16	1,456	2,668	1,212	1.83	2,304	848	1.58
17	1,547	2,766	1,219	1.79	2,438	891	1.58
18	1,638	2,864	1,226	1.75	2,572	934	1.57
19	1,729	2,962	1,233	1.71	2,706	977	1.57
20	1,820	3,060	1,240	1.68	2,840	1,020	1.56
21	1,911	3,158	1,247	1.65	2,974	1,063	1.56
22	2,002	3,256	1,254	1.63	3,108	1,106	1.55
23	2,093	3,354	1,261	1.60	3,242	1,149	1.55
24	2,184	3,452	1,268	1.58	3,376	1,192	1.55
25	2,275	3,550	1,275	1.56	3,510	1,235	1.54
26	2,366	3,648	1,282	1.54	3,644	1,278	1.54
27	2,457	3,746	1,289	1.52	3,778	1,321	1.54
28	2,548	3,844	1,296	1.51	3,912	1,364	1.54
29	2,639	3,942	1,303	1.49	4,046	1,407	1.53
30	2,730	4,040	1,310	1.48	4,180	1,450	1.53
31	2,821	4,138	1,317	1.47	4,314	1,493	1.53
32	2,912	4,236	1,324	1.45	4,448	1,536	1.53
33	3,003	4,334	1,331	1.44	4,582	1,579	1.53
34	3,094	4,432	1,338	1.43	4,716	1,622	1.52
35	3,185	4,530	1,345	1.42	4,850	1,665	1.52
36	3,276	4,628	1,352	1.41	4,984	1,708	1.52
37	3,367	4,726	1,359	1.40	5,118	1,751	1.52
38	3,458	4,824	1,366	1.40	5,252	1,794	1.52
39	3,549	4,922	1,373	1.39	5,386	1,837	1.52
40	3,640	5,020	1,380	1.38	5,520	1,880	1.52
41	3,731	5,118	1,387	1.37	5,654	1,923	1.52
42	3,822	5,216	1,394	1.36	5,788	1,966	1.51
43	3,913	5,314	1,401	1.36	5,922	2,009	1.51
44	4,004	5,412	1,408	1.35	6,056	2,052	1.51
45	4,095	5,510	1,415	1.35	6,190	2,095	1.51
46	4,186	5,608	1,422	1.34	6,324	2,138	1.51
47	4,277	5,706	1,429	1.33	6,458	2,181	1.51
48	4,368	5,804	1,436	1.33	6,592	2,224	1.51
49	4,459	5,902	1,443	1.32	6,726	2,267	1.51
50	4,550	6,000	1,450	1.32	6,860	2,310	1.51
100	9,550	10,900	1,350	1.14	13,560	4,010	1.42
150	15,050	15,800	750	1.05	20,260	5,210	1.35
200	20,550	20,700	150	1.01	26,960	6,410	1.31

※消費税抜き価格

### 3. 本審議会で決めていただく内容

吉田町下水道料金等審議会での使用料改定方針にかかるこれまでの審議内容を基に、以下の事項について方針を示していただきます。

#### (1) 使用料改定時期と改定率

- 使用料改定時期について  
(審議内容) 経営戦略では5年毎2段階で改定の方針を示しましたが、第4回審議会においては3年毎3段階の改定が妥当ではないかとの意見が出ています。
- 今回(令和6年度実施)の使用料改定率について  
(審議内容) 第4回及び第5回審議会にて、使用料改定率33%・50%について説明をさせていただきました。
- 次回以降の下水道料金等審議会に対しての申し送りについて  
(審議内容) 第2段階以降の使用料改定前には、今後の下水道事業経営状況、社会情勢・物価状況の動向を注視し、経営戦略の見直し及び下水道審議会を開催し、使用料改定の妥当性について検討するようにとの意見が出ています。

#### (2) 改定使用料の体系

- 基本水量制について  
(審議内容) 生活に必要な最低限の発生水量を基本料金に含めることで、接続を促し、公衆衛生の向上に寄与することを目的に採用していましたが、単身世帯や節水努力をされている世帯があることを考慮すると、当初の目的が薄れてきています。
- 累進制について  
(審議内容) 多量に水を使うことを抑制する目的で採用していましたが、使用者が少ないことから、当初の目的が薄れてきています。しかし、使用料改定にあたり、激変緩和のため一部採用することについても意見が出ています。
- 基本料金について  
(審議内容) 固定費にあたる基本料金は適正に頂く必要がありますが、固定費の全てを計上すると2,200円/月となります。従量制の意味をなさなくなるため、現状の使用料換算でいただいている1,100円/月について説明させていただきました。

## 4. 下水道使用料改定に向けた今後の予定

今年度に5回開催した吉田町下水道料金等審議会での審議では、本町の公共下水道使用料の改定水準、経費回収率100%を目指した使用料改定回数と実施時期、使用料体系の見直しなどについて、説明を行うとともに、討議を行っていただき、委員の皆様の見解を反映させた改定案を策定いただきました。

下水道使用料改定に向けた今後の予定は以下のとおりです。

### ★下水道使用料改定に向けた今後の予定

時期	主な予定
令和5年6月	◇ 下水道使用料改定に関わる条例案の議会提出予定
令和6年4月	◇ 改定下水道使用料の運用開始予定

## 5. (参考) 第1回～第4回審議会の審議概要と主な意見

これまで4回にわたって審議いただきました下水道使用料改定に関わる審議事項の概要と頂戴した意見は以下のとおりです。

### 【第1回審議事項と主な意見】

開催日	審議事項
第1回 5/25	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 公共下水道事業概要・財務状況</li> <li>◇ 経営戦略の概要および使用料改定の方向性</li> </ul>
委員からの主な意見	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 使用料改定について下水道利用者に理解を頂く上で、<u>ただ使用料を値上げするだけでは安直すぎる</u>。まずは接続率を可能な限り向上させることが先決であり、町の政策誘導によって下水道への接続を促し、下水道使用料の単価上昇を抑えるべきではないか。政策において<u>接続率を具体的にいつまでに、どのくらい改善させるのかをはっきりと明示</u>し、未接続の住民に対しての呼びかけや、補助金の在り方について示していくべきだと思う。<u>このような政策を無しに、国からの補助金が減らされるから使用料を値上げするのでは、到底町民の理解は得られない</u>。</li> <li>● 下水道整備済区域については、可能な限り多くの住民に下水道へ接続していただけるよう、補助金等を整備していくべきだと思う。</li> <li>● 各家庭によって使用量に差があるため、<u>使用量が多い家庭、少ない家庭等を分析し、町民の皆様が納得を得られる方法を探るべき</u>である。</li> </ul>	

### 【第2回審議事項と主な意見】

開催日	審議事項
第2回 8/23	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 使用料対象経費(下水道経費の負担区分・排水需要予測・使用料算定期間)</li> <li>◇ 収支見積に基づく使用料改定の必要性</li> </ul>
委員からの主な意見	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 昨今の情勢から多くの物資が値上げを余儀なくされており、町民の立場からすると財政的に厳しいながらも使用料の値上げは出来るだけ抑えて欲しい。しかし、少子化・人口減少が進んでいく中で、対策を行わないと健全な下水道事業は成り立たないとの危機感が感じられ、事務局側も同じ危機感を持っていると思う。</li> <li>● いつ経費回収率100%を目指すのか、本当に改定率30%で良いのかと思う。</li> <li>● 現在の吉田町の下水道使用料単価は静岡県内・類似団体から見ても低い傾向にあり、類似団体での比較では平均の4割近く低い。<u>現状から30%の改定を行っても使用料単価が大きく突出する事はないため、30%の改定に留めても良いのか疑問である</u>。</li> <li>● 汚水処理ビジョン・経営戦略の策定時から情勢が大きく変化しており、電力費だけでも増額が見込まれている。<u>健全な下水道事業の運営を目指すためにも安易に改定率を30%にするべきでない</u>と思う。</li> </ul>	

【第3回審議事項と主な意見】

開催日	審議事項
第3回 10/4	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 令和6年度に予定する使用料改定率</li> <li>◇ 経費回収率100%を目指した段階的な使用料改定方針</li> </ul>
委員からの主な意見	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準外をなくすために、<u>1回の改定では無理ということであれば何回かに分けるのが良い</u>と思う。先に10%上げて、次に一気に上げるというよりは、<u>計画的に使用料を見直すのが良い</u>と考える。</li> <li>● 具体的な金額を我が家に当てはめると、やはり家計に負担がかかると感じる。<u>一気に料金を上げるということは無いと思うが、当初予定の改定であれば、上げ率もそこまで負担にならないように感じる。</u></li> <li>● <u>3段階で上げればよい</u>と考える。理由は、物価は今後も上がると思っており、金利を上げない以上は物価が上がり円安も続くと考える。それを考えると、<u>一日も早く経費回収率100%に近づけるほうがよい</u>。電気代も2～3年で倍に上がっているが、デモなども起きておらず生活もできているので、今は料金改定に良い時期ではないかと思う。</li> <li>● 何回になったとしても、使用料を上げることはやむを得ない。皆さんの意見を踏まえると、<u>3年ごとに3回で見直すことが妥当ではないか。</u></li> <li>● 資本費は税金を充てるように考えているが、本当はもっと大きな金額がかかるという認識を持つべきだと思う。</li> </ul>	

【第4回審議事項と主な意見】

開催日	審議事項
第4回 11/24	◇ 改定使用料体系（基本使用料・従量料金の設定等）
委員からの主な意見	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行の基本水量制は10m<sup>3</sup>までは定額なので、過剰に節約しなくても良いというのは、公平か不公平かというところもあるが、節約しなくてもという考え方もあると思う。</li> <li>● 今後高齢化そして一人暮らしが増えることを考えると、それを重く見て、<u>使用水量が多い人から多めに支払ってもらおうという考え方があっても良いのではないか</u>と思う。</li> <li>● <u>本町は1世帯あたり2.5人なので月20m<sup>3</sup>、1人暮らしは5～8m<sup>3</sup>くらいということ</u>を念頭において料金を考えてもらいたい。</li> <li>● 一人暮らしが増えるなかで、<u>上げ幅の緩和としてグラフの線を一回折ったほうが上げ幅が少なくなる。お年寄りにとっては優しい値上げになるのではないか</u>と思う。</li> <li>● <u>基本使用料1,100円で1m<sup>3</sup>からいくらというのは、生活収支で圧迫されるお年寄りなどには優しい</u>と思う。</li> <li>● 10m<sup>3</sup>で折るのではなく、例えばお年寄りは8m<sup>3</sup>も月に使わないと思うので<u>5m<sup>3</sup>で一度折り</u>、もう一段従来のように、50m<sup>3</sup>で折るのではなく、<u>一般家庭4人の1か月使用水量に近い35m<sup>3</sup>で折ると</u>、また違ったかたちになるのではないかと思う。<u>不公平というよりも、状況に合わせた料金体系にするのが良いのではないか</u>と思う。</li> <li>● <u>基本料金については、原価精算のみではなく、適宜福祉政策のようなものを勘案することによって今後料金改定が必要という内容を答申に記載しておいてはいかかが。</u></li> <li>● 今後必ず上げなければならないかという、<u>その時の経済情勢によっても違うと思うし、本町がもっと栄えて企業からの税金が増えれば一般会計からの補填があっても良い</u>と考える。ただ、<u>経費回収率100%にする必要がなぜあるかというところで、交付金などがなくなる場合との兼合いだという説明にもっていくのがよい</u>と思う。</li> </ul>	